

一、規約

第一條 本組合は日産會同労働組合と稱し本組合の政策遂行を以て目的とす

第二條 組合事務所及本部を田川郡の中央に置く準備期間中は岡郡川崎村森本勇方に假りに事務所本部を置く

第三條 本組合は一般産業に従事する労働階級を以て組織す

第四條 本組合は労働者農民小商人及一般民を以て三十名以上の組合員を獲得する場合は執行委員会の承認を経て支部を組織することを得

第五條 本組合は黨派一切をに加盟せず支持を受けざることを但加盟する場合は擴大執行委員会の決議を要す

第六條 本組合に左の機關を置く

一、大會

二、執行委員会

第七條 本組合最高機關にして大會代議員並に本部役員支那委員を以て構成す

第八條 大會を開催する場合は一應最高幹部會を以て討論し之を執行委員会にかけ執行委員会にて多數協賛の場合は大會召集を組合長及び補佐を以て之を任す

第九條 大會代議員は各支部に依り選出す
但し組合員五十名に三名とす三十名以上五十名に達する時は一名を増す五十名以上三十名毎に對し一名を増すとす

第十條 執行委員会は次期大會に至る迄の決議機關にして執行委員支那委員及本部役員を以て構成し大會に對し責任